

平成20年 5月21日

有識者懇談会の論点整理に関する意見

日本公認会計士協会

関会長が有識者懇談会発足に当たって示された、「具体的問題意識と検討の視点」に基本的に賛成します。日本公認会計士協会の立場から、具体的には、以下の論点が検討されるべきと考えます。

1. 監査役（会）機能の実効性に関する論点

公開会社のコーポレート・ガバナンスのあり方としては、資本市場に向きあった会社が市場から何を求められているのかという観点から議論する必要があり、その中で、我が国において監査役（会）が求められる機能を果たしていくことにより、グローバル化する市場における我が国企業の信任確保につながっていくのではないかと考えます。その意味で、関会長のご指摘のように、海外のコーポレート・ガバナンスにおける監視・監督・監査機能の仕組みも参考にしつつ、我が国の監査役（会）に必要な役割・機能、具体的業務について検討する視点が重要と考えます。

また、監査役（会）は、会計監査人との関係において、業務執行者からの会計監査人の独立性を確保し、会計監査人の監査が十分に行われるような環境を整備する役割を担っていることについても、確認する必要があります。弥永教授の報告にあった、EC会社法第8号指令の第41条には、「少なくとも監査委員会（audit committee）の構成員のうち1名は独立性がなければならず、かつ会計及び（又は）監査の能力がなければならぬ」とあり、監査委員会の使命として、特に次の4つの事項が掲げられています。

- (a) 財務報告プロセスを監視すること
- (b) その会社の内部統制の有効性、適用がある場合には内部監査、及びリスク管理システムを監視すること
- (c) 年次及び連結財務諸表の法定監査を監視すること
- (d) 法定監査人及び監査事務所の独立性、及び特に被監査会社への監査業務以外の業務提供をレビューし、監視すること

このEC会社法第8号指令での監査委員会に関する要求は、EU各国の法制度が異なることから、一定の機能を担う監査委員会を取締役会又は監査役会のうちに設置するよう国内法改正を求めるものであり、国際的に、法制度の如何にかかわらず企業のガバナンスとして市場から求められる機能を現わしているものといえます。なお、このEC会社法第8号指令での要求事項は、本会の報告で触れた証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会ステートメント「監査人の独立性及びそのモニタリングにおける企業統治の役割に関する原則」（後述）と整合したものといえます。

2. 社外役員による経営監督機能の強化に関する論点

委員会設置会社での監査委員会では過半数の社外取締役、監査役設置会社での監査役会では過半数の社外監査役を求めることとしたのは、執行から独立した意思決定が下される担保として社外役員を位置付けていることによるものと思われませんが、我が国の社外要件は独立性要件を実質的に満たしておらず、社外要件について再度検討する必要があるのではないかとの指摘に賛成します。現状では社外役員に、取引先やメインバンク、親会社からの派遣等の役職員が含まれており、経営執行からの独立性が確保されているかどうかは疑問があり、執行から外観的だけでなく実質的にも独立性が確保されるよう、社外要件のあり方についての更なる検討が重要な論点になると考えます。

また、社外役員の役割・機能に関する検討・整理も重要であると考えます。この場合、監査役設置会社において、社外役員（特に社外取締役）に期待する役割が監視機能の強化か、あるいは経営へのアドバイスかを検討すべきと思われます。

3. 株主と経営執行の利害調整にかかわる諸問題に関する論点

買収防衛策、大規模第三者割当増資、親子会社上場の問題など、株主と経営執行の利害が衝突する局面での監査役の役割について検討することに賛成します。この場合、監査役の能力、補助するスタッフの充実などについても、検討すべきです。

また、監査役は、会計監査人との関係において、例えば、会計方針のあり方について、経営者と会計監査人の意見が一致しない場合に、監査役が相応の役割を果たすことが期待されるのであり、この点について検討することも考えられます。例えば、金融商品取引法の監査証明においては、従前は監査役と公認会計士・監査法人の接点はありませんでしたが、平成19年改正の金融商品取引法第193条の3において、公認会計士・監査法人が法令違反等事実を発見した場合の対応として監査役への通知が規定されるなど、監査役（会）に経営執行に対し適切な措置を求めることが想定されており、画期的なことと考えます。

4. 会社法に基づく会計監査と金融商品取引法に基づく監査との諸調整の論点

1で述べたように、公開会社のコーポレート・ガバナンスのあり方としては、資本市場に向き合った会社が市場から何を求められているかという観点から議論をする必要があります。公開会社のディスクロージャー制度についても、資本市場に対する規制と整合するようにすべきであると考えます。その観点から、会社法に基づく会計監査と金融商品取引法に基づく監査との諸調整については次の論点があると考えます。

(1) 会社法と金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度の一元化

両監査の一元化の前提として、資本市場に株式を公開している会社においては、投資家・株主の受け取る情報の有用性及び作成コスト低減の観点から、両制度に基づくディスクロージャー制度の一元化について検討する必要があると考えます。この会社法の開示と金融商品取引法の開示の一元化は、両者の調整を行うことによっても実質

的には可能であり、例えば、岩原教授の報告にあった、「有価証券報告書の作成をもって計算書類や事業報告の作成とみなし、株主に送付する計算書類や事業報告には会社法が要求する情報の範囲が含まれていればよいとする等の工夫」は十分に検討に値すると思われます。

(2) 会社法上の会計監査人と金融商品取引法上の公認会計士・監査法人の監査の一元化

会計監査人と公認会計士・監査法人は、会社法監査と金融商品取引法監査の2つの制度の異なる監査を実施し、2通りの監査報告書を作成していますが、両者の相違は開示の妥当性を検討することに過ぎず、異なる時点で2つの監査報告書を作成することの負担に比べて監査報告書の利用者にとって有用性が増しているということもあります。今年度から金融商品取引法の監査報告書の日付を総会日前に付すことができる取扱いとなったことから、株主の意思決定に反映できる時点で会社法及び金融商品取引法に共通する監査報告書を作成することの可能性が出てきています。例えば、岩原教授の報告にあった、「公認会計士・監査法人による財務諸表監査により、計算書類に関する会計監査人監査がなされたものとみなすといった方法」も十分に実現可能性のあるものと思われます。

(3) 金融商品取引法上の内部統制監査の会社法上の位置付けのあり方

金融商品取引法上の内部統制報告書及び内部統制監査報告書は投資家のみならず株主にとっても有用な情報であり、監査の一元化とともに内部統制監査について何らかの会社法上の位置付けを行うことで、株主総会での報告事項とすることについては、検討に値するものと考えます。また、内部統制監査に監査役が関与することで、経営者の重要な執行行為である情報開示に対する監視機能が果たせることになると考えます。

5. 公認会計士の選任、報酬決定権（提案権）、いわゆる「ねじれ」問題の論点

1で述べたように、監査役（会）は、会計監査人との関係において、業務執行者からの会計監査人の独立性を確保し、会計監査人の監査が十分に行われるような環境を整備する役割も担っていることについても、確認する必要があります。そのためには、投資家・株主にとって十分な監査が行われているかどうかを評価する立場にある、業務執行者から独立した者が、会計監査人の選任議案の提案と監査報酬の決定について権限と責任を有するべきであると考えます。

これについては、本会の報告のとおり、証券監督者国際機構（IOSCO）の専門委員会ステートメント「監査人の独立性及びそのモニタリングにおける企業統治の役割に関する原則」では、次のことを求めています。

- ・ 企業の経営陣から独立した企業統治機関が、外部監査人の選定・指名プロセス及び監査の遂行を監督すること
- ・ 各国の法制度如何にかかわらず、実際上かつ外観上監査対象企業の経営陣から独立し、投資家の利益のために活動する企業統治機関が、外部監査人の選定・指名プロセス及び監査の遂行を監督すること

- ・ 監査人は、株主に対して説明責任を負っており、一般に株主に報告をするが、株主との間に直接の関係を築くことは現実には困難であるため、監査委員会は株主の代理として機能すること
- ・ 監査委員会は、企業を代表して外部監査人と協働する中心的な機関であること
- ・ 監査委員会は、不当な制約から自由に責務を果たすことができる権限を与えられるべきであり、当該責務は、監査人が監査業務以外の報酬を顧慮することなく監査意見を形成するために必要な作業を行うに足りる十分な報酬を請求しているか否かについての評価も含むこと
- ・ 監査委員会は、監査人と定期的かつ頻繁に経営陣抜きでの会合を持ち、監査の過程で監査人と経営陣の間で議論になった問題や当該問題に関して監査人が満足できるように解決されたかどうかについて、議論すること

これらについて、我が国の監査役（会）が対応できているかどうかについて検討する必要があります。また、会計監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与するに当たっては、その前提として、監査役の独立性と専門性や監査スタッフの充実を図る必要があると考えます。

6. 企業集団に関する親会社のガバナンス（責任と権限）の構築に関する論点

企業集団内において会社法上、業務執行権限や監督権限は個別会社単位となつていますが、内部統制報告制度において、連結グループ全体としての内部統制のシステムの構築・運用が前提となっているなど、連結財務諸表を中心とするディスクロージャー制度との整合性についても検討すべきと考えます。また、企業集団で考えた場合、子会社の監査役の機能・役割を、親会社の視点で考えるのか、少数株主も含めて株主の視点で考えるのかといった親会社の指揮命令権に関する問題もあると思われま

以 上